

審 査 基 準 I

(適合判定基準)

審査項目	審査の視点
1. 転換の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域型の特別養護老人ホームに併設するショートステイであること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体の特別養護老人ホームに入所申込者がいること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 併設するショートステイの過去1年間の平均稼働率(※)が低い(概ね70%以下)こと。 ※この場合の稼働率は、30日以上の利用者を除いたものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転換後に確実に特別養護老人ホームの設備・運営基準等に合致すること。
	<p>ユニット型施設については、ユニット単位、従来型施設については、居室単位の転換であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ a 従来型ショートステイを転換する場合で、本体特養が従来型である場合は、居室単位の転換であること。 ・ b 従来型ショートステイを転換する場合で、本体特養がユニット型である場合は、転換する部分をユニット型に改修すること、かつ、改修した後のユニット単位の転換であること。 ・ c ユニット型のショートステイを転換する場合は、本体特養がユニット型であること、かつ、ユニット単位の転換であること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存のショートステイの利用者に影響を及ぼさない配慮がされていること。 ※特養転換を行ってもショートステイのニーズに対応することができるような体制を確保していること。 ※転換する床数(以上も可)については、空床型のショートステイの指定を受けること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転換可能な床数は、原則として、併設ショートステイ床の概ね50%程度とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転換にあたり、ショートステイの新設・増設は行わないこと。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募時に、ショートステイ開設後3年以上経過した施設を転換する計画であること。 ・ 特別養護老人ホームへの転換によるショートステイの定員減について、所在市町村から同意があること。 ※市町村介護保険事業計画における介護サービス利用見込量等にも反映されていること。
2. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去5年間に於いて介護保険法、老人福祉法、社会福祉法及び医療法に基づく措置命令又は指定(認可、許可)の取消し等の処分(以下「行政処分」という。)を受けた法人ではないこと。また、代表者が個人又は他の法人の代表者として過去5年間に於いて行政処分を受けていないこと。

審査基準Ⅱ

(評価基準)

審査項目	審査の視点												
1.施設所在地域(保険者)における特別養護老人ホームの整備率(配点:40点)	<p>施設所在保険者の整備率(施設定員数(令和6年度)／65歳以上人口(令和6年4月1日))</p> <ul style="list-style-type: none"> 採点基準 以下の基準により採点する。 <p>【施設所在保険者の整備率】 整備率が低い保険者が高得点</p> <table border="0"> <tr> <td>・1%未満</td> <td>25点</td> </tr> <tr> <td>・1%以上1.5%未満</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>・1.5%以上2%未満</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>・2%以上2.5%未満</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>・2.5%以上3%未満</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>・3%以上</td> <td>0点</td> </tr> </table> <p>【市町村における優先順位】 優先順位の高い施設が高得点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1位 15点 2位 10点 3位 5点 <p>※市町村が優先順位を付けない場合(全て1位とした場合を含む。)には、<u>0点</u>とする。</p> <p>※市町村からの整備計画書の提出が1件のみの場合、<u>15点</u>とする。</p>	・1%未満	25点	・1%以上1.5%未満	20点	・1.5%以上2%未満	15点	・2%以上2.5%未満	10点	・2.5%以上3%未満	5点	・3%以上	0点
・1%未満	25点												
・1%以上1.5%未満	20点												
・1.5%以上2%未満	15点												
・2%以上2.5%未満	10点												
・2.5%以上3%未満	5点												
・3%以上	0点												
2.併設の特別養護老人ホームがユニット型施設か従来型か(配点:10点)	<ul style="list-style-type: none"> 採点基準 以下の基準により採点する。 <table border="0"> <tr> <td>・ユニット型施設</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>・従来型施設</td> <td>0点</td> </tr> </table>	・ユニット型施設	10点	・従来型施設	0点								
・ユニット型施設	10点												
・従来型施設	0点												
3.KAIの国やまなし魅力ある介護事業所認証評価制度の取得の有無(配点:10点)	<ul style="list-style-type: none"> 採点基準 以下の基準により採点する。 <table border="0"> <tr> <td>・認証済事業所</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>・宣言事業所(認証済事業所を除く)</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>・未対応</td> <td>0点</td> </tr> </table>	・認証済事業所	10点	・宣言事業所(認証済事業所を除く)	5点	・未対応	0点						
・認証済事業所	10点												
・宣言事業所(認証済事業所を除く)	5点												
・未対応	0点												

※本審査からは令和5年度に実施した「併設ショートステイの特別養護老人ホーム転換希望調査票」において、転換希望の回答をいただいた施設をその希望した範囲において優先して審査します。

上表に基づき採点を行い、圏域ごとに得点が高い施設から選定。
同圏域で得点と同じ施設が生じた場合は以下の順で審査を継続

①既に選定された施設と同一市町村の次点の施設が別市町村の施設と同点の場合 例)圏域の転換数:50床、3施設の応募があり次点の希望床数が同じ					
→ 右表のとおり選定			得点	希望床数	結果
	A市	c事業所	45点	30床	選定
		d事業所	30点	20床	落選
	B市	e事業所	30点	20床	選定
②【施設所在保険者の整備率】で差が生じている場合			→ 本項目の得点の高い方の施設を選定		
③ ①,②いずれにも当てはまらない場合			→ 選定委員会を開催し、選定施設を決定		

審 査 基 準 Ⅲ

(選定委員会評価基準)

審査項目	審査の視点
<p>4.特養転換後のショートステイのニーズへの対応状況 (配点:30点)</p>	<p>○ 採点基準 以下の基準により採点する。 なお、以下は例示であり、これ以外の対応についても必要に応じて加減算を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用率から見て、法人内に残存しているショートでこれまでと同様のニーズに対応できるなど、転換後もこれまでと同様のニーズをカバーできる体制を確保している 30点 ・利用率から見て、法人内に残存しているショートで一部のニーズに対応できる ・併設特養の空床ショートにて対応するなど、転換後も一部のニーズに対応できる体制を確保している 15点 ・特に対応は検討していない 0点
<p>5.その他施設の特徴 (配点:40点)</p>	<p>独自のサービスや特徴など、特に優れたところがあるか。 (それぞれの状況に応じて加点) ~20点 施設・設備面において入居者への配慮など、特に優れたところがあるか。 (それぞれの状況に応じて加点) ~20点</p>